

# 春秋会

## ニュースレター

# 2020.9



### 気になる判例紹介

#### 最高裁第一小法廷令和 2 年 7 月 9 日判決

#### ～後遺障害の逸失利益について定期金賠償を認める～

【はじめに】

ニュースレター編集担当の広報委員が、気になった最新の判例を紹介します。今回紹介するのは、最高裁第一小法廷令和 2 年 7 月 9 日判決です。本判決は、交通事故による後遺障害の逸失利益について、定期金賠償を認めた初の最高裁判決として、マスコミでも取り上げられました。

【事案の概要】

本件は、平成 19 年 2 月 3 日、X1（事故当時 4 歳）が、道路を横断中に大型貨物自動車（以下「本件車両」）に衝突されて脳挫傷等の傷害を負い、高次脳機能障害など 3 級相当の後遺症が残存した事故（以下「本件事故」）について、X1 の両親である X2 及び X3 が、本件車両の運転手（Y1）、本件車両の保有者（Y2）、Y2 との間で対人賠償責任保険契約を締結していた保険会社 Y3 に対し、後遺障害逸失利益等の損害の賠償を求めた事案です。X1 が、後遺障害逸失利益について定期金賠償の方法による支払を求めたのに対し、Yらは、定期金賠償の方法は不適切だと争いました。

【定期金賠償のメリットとデメリット】

定期金賠償のメリットとしては、一般に、①中間利息を控除されない、②一時金賠償より浪費されづらく、生活保障機能を有している、③逸失利益や介護費用等、将来にわたって逐次現実化する損害の賠償に向いている、などが挙げられます。他方、デメリットとしては、①紛争が 1 回で解決できないこと、②加害者の無資力リスクを被害者が負うことになることなどが言われています。加害者からすれば、定期金でなく一時金賠償であれば、定期金支払いの管理コストを負担せずに済むこともあり、一時金賠償によるべきだと主張しました。

【判旨】

判決はまず、「同一の事故により生じた同一の身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償債務は 1 個であり、その損害は不法行為の時に発生する」という過去の最高裁判例を引用し、逸失利益についても不法行為の時に発生したのものとして一時金による賠償が可能だとします。しかし、逸失利益は、「不法行為の時から相当な時間が経過した後に逐次現実化する性質のもの」であり、その額の算定は、「将来、その算定の基礎となった後遺障害の程

2020.9.1

### 9月の予定

・9/3(木)

18時～19時30分

特別研修企画～ポストコロナ時代に知っておくべき労働問題とその対応について（労働者側の視点から）～  
講師：西川大史

・9/15(火)

12時から13時

第6回幹事会

・9/29(火)

春秋会9月総会

18時～

### 9月号内容紹介

#### 1 気になる判例紹介

最判令和 2・7・9

後遺障害逸失利益の定期金賠償

P 1、2

#### 2 ゲルに託した夢

上出恭子さんモンゴル紀行

P 2、3

#### 3 改正民法〇×クイズ

P 4

#### 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.2

P 4～P 6

#### 5 今月の一枚～青木佳史さん寄稿～

P 7

度、賃金水準その他の事情に著しい変更が生じ、算定した損害の額と現実化した損害の額との間に大きな離が生ずることもあり得る。」と指摘し、①民法は、不法行為に基づく損害賠償の方法につき、一時金による賠償によらなければならないものとは規定していないこと、②他方で、民訴法117条は定期金による賠償が認められる場合があることを前提としていること、③被害者が被った不利益の補填及び損害の公平な分担という不法行為制度の理念に照らすと、後遺障害による逸失利益につき、損害が現実化するたびに定期金の支払をさせるとともに、算定額と現実化した損害額にかい離が生じる場合には民訴法117条によりその是正を図るべきであることを挙げ、後遺障害による逸失利益について、定期金による賠償の対象となるものと判断しました。

また、後遺障害逸失利益は、事故の時点で請求権が発生していることを理由に、一時金賠償の場合と同じく、就労可能期間の終期より前に被害者が死亡しても、死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しない、としました。

#### 【コメント】

被害者からすれば、中間利息を控除されないという点で、一時金賠償より定期金賠償を選択する大きなメリットがあります。また、本件は加害者側が任意保険に加入しており、賠償者の資力低下のリスクはあまり考慮する必要がないともいえるでしょう。ただし、被害者が就労可能期間の終期より前に死亡した場合など、逸失利益の算定の根拠とした事実に変更にあった場合、加害者から民訴法117条に基づく確定判決変更の訴えを提起される可能性もあり、紛争の種が残る、という点は考慮しなければなりません。

なお、当事者が一時金賠償を求めており、定期金賠償を求めている場合には、定期金賠償を認める判決を下すことができない、という裁判例もあり（名古屋高判昭和49・8・30）、その点にも注意が必要です。

（弁護士法人なにわ共同法律事務所 70期 根本俊太郎）

## ゲルに託した夢

### ～ぶらりほっつき歩き旅日記～

上出恭子さん（51期）から、旅行記を投稿いただきましたので紹介します。

2017年3月末、ふと思い立って初めてモンゴルを訪れた。

リュック一つしよって、最初の2泊をウランバートルのホテルをとった他は、具体的な計画もなく、ゴビ砂漠を見るか、ロシアの国境付近あたりへ行くかとあれこれ考えるものの、1週間の旅程では叶わず、首都以外にモンゴル地名で記憶の唯一あったモンゴル帝国の首都・カラコルム（現在「ハラホリン」）という町へと路線バスで向かった。車内は私の他、欧米人と日本人カップルが各一組の以外は、ほとんどがローカルの人（といっても、モンゴロイドの日本人は、おそらく外国人には見えなかったかと）。

ガイドブック・地球の歩き方にはシーズンオフ（草原の国モンゴルは夏場がハイシーズン）の今の時期にもオープンしているゲストハウスがいくつかあるとのこと、宿探しは現地に着いてからと思っていたら、バスの車掌さんらしきお兄ちゃんからモンゴル語で声をかけられ、「・・・？」どうしたものかと思っていたら、お兄ちゃんが自分のスマホを取り出し誰かに電話をして話をした後、私に電話を差し出す。言われるがままスマホに耳をあてると、「ハラホリンに泊まる場所はありますか」と英語でお姉さん声。「おー、お兄ちゃん、いちおう私を外国人と分かって心配して

#### 9月号内容紹介

- 1 気になる判例紹介  
最判令和2・7・9  
後遺障害逸失利益の定期金賠償  
P1、2
- 2 ゲルに託した夢  
上出恭子さんモンゴル紀行  
P2、3
- 3 改正民法〇×クイズ  
P4
- 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.2  
P4～P6
- 5 今月の一枚～青木佳史さん寄稿～  
P7

くれたのか！』と、有り難いと思いつつも電話一本で予約をして大丈夫かと若干の心配も生じて、ゲストハウスの名前を確認すると地球のあるき方にちゃんと載っていて、はい泊まりたいですと返答し、ハラホリンのバス停で待ち合わせとなった。



ウランバートルも予想を超える寒さだったものの、約6時間ぐらいかけてハラホリンまで向かう道中に茶色の風景から真っ白な雪景色に、そして到着をしたハラホリンは一面見渡すかぎり「雪！雪！雪！」方向もわからず、とてもじゃないが歩いて宿を探すなど無理な状況に直面、ゲストハウスのオーナー・ガヤさんが迎えに来てくれていて、感謝しきり。現地について宿を探したら良いだろうなどと暢気なことを考えていたものの、これ車掌さんが声かけてくれなかったら、大雪の中「野宿！？」とあらためて車掌さんに感謝。後で聞くと車掌さんはガヤさんの同級生だったとのこと。

ガヤさんのゲル、結構広くて5人分のベッドが周囲に置かれても十分な広さ、夜には氷点下をかなり下回る極寒でもストーブでかなり暖かくなかなか快適。

翌翌日、ガヤさんにハラホリン近郊を案内してもらった道中、ガヤさんがゲストハウスを始めたいきまつを聞く。お子さんは2人いて上の子はウランバートルの学校に通っていること、数年前にご主人を難病で亡くされたこと、ゲストハウスを始めるのが子どものころからの夢で学校を卒業後してしばらくしてお金を貯めると両親の使っていたゲルをもらって、最初はそのゲル1軒から初めて、今ではゲルが5棟まで増えたこと、そして、ゲルだけでは不便なので、宿泊棟の建物を現在建設中だといったことを話してくれた。

建設中といっても、自ら材料を入手して親戚に建築してもらっているため、完成まではまだしばらくかかる模様であったが、親からもらったゲル1軒から自らの力で一つ一つ夢を実現して、さらに夢を大きくしていているガヤさんの話は心に響いた。是非、日本に帰ったら私のゲストハウスを紹介してねと帰りに言われ、またいつか来るねと分かれた。

日本を出る前には思いもしないところで、日本にいたらおそらく一生会うこともないだろう人に出くわして思いもかけぬ物語を耳にする、このぶらりほっつき旅がやみつきになる所以である。

(あべの総合法律事務所 51期 上出恭子)

## 9月号内容紹介

- 1 気になる判例紹介  
最判令和2・7・9  
後遺障害逸失利益の定期金賠償  
P1、2
- 2 ゲルに託した夢  
上出恭子さんモンゴル紀行  
P2、3
- 3 改正民法〇×クイズ  
P4
- 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.2  
P4～P6
- 5 今月の一枚～青木佳史さん寄稿～  
P7

## 改正民法○×クイズ第4回

### 1 はじめに

今月の改正民法のクイズです。

答えは、春秋会ホームページに掲載します。下のリンクをクリックしてください。

### 2 9月の問題

【テーマ 売買】

- Q 1 改正民法下において、意思表示は到達主義が原則だが、例外として、隔地者間の申し込みに対する承諾の効力は、意思表示の発信時に生じる。
- Q 2 目的物が契約の内容に適合しない場合に買主が行使できる履行追完請求権には、目的物の修補、代替物の引渡し及び不足分の引渡しの3種類があるが、いずれの方法によるか売主が選択することはできない。
- Q 3 目的物が契約の内容に適合しない場合に買主が取りうる手段として代金減額請求権が定められたが、この権利を行使するには、原則として、まずは売主に対して履行の追完を催告しなければならない。
- Q 4 目的物が契約の内容に適合しない場合の損害賠償請求の範囲は、旧法下と同じく、信託利益に限られ、履行利益は含まれない。
- Q 5 目的物が契約の内容に適合しない場合、買主は売主に帰責事由がなくても催告解除できるが、契約不適合が軽微な場合には解除できない。

### 3 解答

<http://osaka-shunjiyu-kai.com/report/%e6%98%a5%e7%a7%8b%e4%bc%9a%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%b9%e3%83%ac%e3%82%bf%e3%83%bc%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%8e%ef%bc%99/>

(パスワード sjntnt)

(弁護士法人なにわ共同法律事務所 70期 根本俊太郎)

## 関西ローカル線乗り鉄紀行（1）vol2

広瀬元太郎さんが南海電鉄汐見橋線を紹介する連載の第2回です。

### 3 秘境駅 木津川駅

13時10分発の電車に乗り込むと、3分で木津川駅に着く。木津川の近く、大阪環状線芦原橋のずっと南側で、同名の法律事務所とは全く場所が違うので、下車駅には十分注意する必要がある。

実は、この駅は極めて特筆すべき駅である。一日の乗降人員125人、大阪府内最小値（路面電車除く）。駅前には居住用人家なし。令和の現在に至っても駅前に至る道が舗装されていない。

### 9月号内容紹介

- 1 気になる判例紹介  
最判令和2・7・9  
後遺障害逸失利益の定期金賠償  
P1、2
- 2 ゲルに託した夢  
上出恭子さんモンゴル紀行  
P2、3
- 3 改正民法○×クイズ  
P4
- 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.2  
P4～P6
- 5 今月一枚～青木佳史さん寄稿～  
P7



鉄道に興味がない方にはどうでもいいことであるが、本線の駅舎側に側線の跡が残っている。この側線は、汐見橋線ではこの駅にしか見られないもので、過去に貨物の積み下ろしがあったのではないかと推測される。



舗装されていない駅前広場を出ると、さらに舗装されていない道路が続いている。左はただ広い空き地、右は資材置き場？であり、ここを夜に一人で歩くのは勇気がいる。

北海道などの一日の乗降人数が極端に少ない（1名程度）の駅を秘境駅といい、このような駅を探訪する鉄道趣味の領域もあるが、木津川駅は都会の中の秘境駅といえる。

#### 4 渡し船往復して、津守駅へ

木津川駅への取り付け道路（上記写真右）を抜けると、南北に走る寂しい道があり、ここを南に10分くらい歩くと、市営の渡し船の船着き場がある。

木津川を往復する大阪市営の渡し船である。このような渡し船は、役所用語では「渡船」と称され、大阪市建設局が運営している。市道の一部であるという位置づけなので、運賃は無料である。大阪市内の海沿いに8か所存在する。渡る対象はすべて川であり海を渡るものはない。

### 9月号内容紹介

#### 1 気になる判例紹介

最判令和2・7・9

後遺障害逸失利益の定期金賠償

P 1、2

#### 2 ゲルに託した夢

上出恭子さんモンゴル紀行

P 2、3

#### 3 改正民法〇×クイズ

P 4

#### 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.2

P 4～P 6

#### 5 今月一枚～青木佳史さん寄稿～

P 7

私は現在のところすべてに乗ったことはないが、渡船の完全乗船も目論んでいる。U S Jの近くと天保山を結ぶ渡船が結構楽しい。

今回乗る渡船は、「落合上渡船」というもので、東側の西成区と西側の大正区を結んでいる。500メートルくらい下流に「落合下渡船」があるので、このふたつの渡船を使って、いったん大正区に行って、また西成区に戻ってくる予定である。



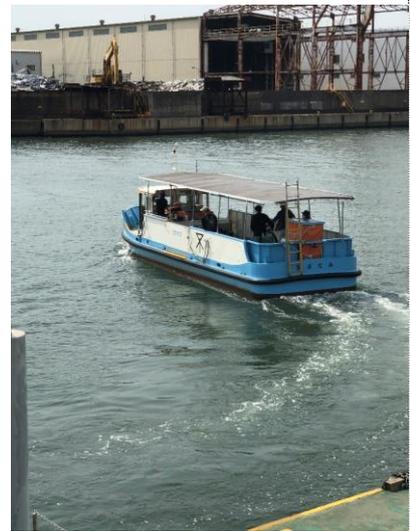
このように、川を渡るだけなので、乗船時間は2分くらいである。奥が大正区側、手前が西成区側である。奥に停泊している小舟が、手前の黄色い桟橋にやってきて、客を乗せてまた大正区側に戻る。この船は15分おきに発着している。

なぜ、このような渡船が7区間も残っているかという、海岸付近の川はかなり大きな船舶が航行するので、かなり高い位置に橋が架かっている。天保山とU S Jの間の橋（阪神高速）は、桁下（海面と道路の距離）は45mもある。その高さまで上がるためには、川から相当遠くから登り始めるか、らせん状のループを登って高さを稼がねばならず、自動車ならともかく、歩行者が45mも登るのは時間と体力の無駄である。そこで、近距離の移動は渡船を使った方が効率的である。なお、渡船は、自転車は乗れるがバイクは乗れない。

川ではあるが海に近いので、船が進み始めると潮の香りがする。旅に出た気がする。県境を越えた移動は自粛する時期であったが、どこか遠くに行きたい。

船は、写真のような小さなもので、「ほくと」という。名前の由来は不明である。船内には座席はない。歩行者よりも自転車が多く、乗っている時間も2分程度なので座る必要もないのであろう。船内の写真を撮っていると「撮影禁止です」と注意されてしまった。この船に、なにか国防上の秘密があるとは思えないが、座席がないので、撮影に夢中になると揺れ等で怪我をする可能性があることが撮影禁止の理由であった。

大正区側につき、近くのコンビニで弁当を買って、千島公園でそれを食べる。体がなまっているので、鉄棒や雲梯をしてみた。体力の衰えはすさまじい。気を取り直して、工場街を南に10分くらい歩くと、「落合下渡船」の船着き場がある。先ほどのルートの姉妹ルートである。それほど離れていないので雰囲気は酷似している。先ほど乗った「落合上渡船」が航行しているのが目視できる。船の構造はほとんど同じである。2分ほど乗って、また西成区側に戻る。（つづく）



（甲斐・広瀬法律事務所 60期 広瀬元太郎）

## 9月号内容紹介

### 1 気になる判例紹介

最判令和2・7・9

後遺障害逸失利益の定期金賠償

P 1、2

### 2 ゲルに託した夢

上出恭子さんモンゴル紀行

P 2、3

### 3 改正民法〇×クイズ

P 4

### 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.2

P 4～P 6

### 5 今月の一枚～青木佳史さん寄稿～

P 7

## 今月の一枚～青木佳史さん寄稿～

### ここぞという時に聴く一枚

よし、今日はいよいよ証人尋問だ。朝、鏡に向かい、髪がいいスーツを取り出し、これと決めているネクタイを幾分きつく締める。早めに出かけて熱く濃いめのコーヒーを啜る。そしてここに音楽が欠かせない。こうした時、最近心を奮い立たせてくれるのは、ホールジー（Halsey）の新作「manic」だ。特に“You should be sad”の軽快なリズムと歌声を聴くと力が漲ってくる。ニュージャージーから家出しNYで下積みを重ねてきた彼女は、チェンスモーカーズの“closer”に客演し全米12週1位（2016）となり一躍有名となる。甘さとハスキーさの同居する無二の歌声と、ポップなメロディに、ヒップホップからラテン、カントリー、バラッドまでバラエティに富むソングライティングのなせるわざである。バイセクシャルを公言しLGBTQ+コミュニティを支持し、性差別・性暴力被害へのサポートを継続している姿勢は、歌詞にも表れている。ここぞという時にこれからもお世話になりそうな一枚である。<https://youtu.be/94MjuN4jQg4>



### 暑さを忘れさせてくれる一枚

太陽の照りつける夏。40度近くにも昇ると、さすがに日差しを避け体を休めたくもなる。そんなときまけて取り出すのは、サンソン・フランソワの弾くドビュッシーやサンドリーヌ・ピオーのフランス歌曲集、そしてなんとといってもこの「In Mantra」。演奏しているのは、ブラジル、ミナス地方の夫婦デュオ、パトリシア・ロバート&ヘナート・モタ。ジョアン・ジルベルトの系譜に位置する正統派MPB（ブラジリアンポップス）のアーティストであるが、併せて、インドの聖句マントラにオリジナルの曲をのせる試みを重ねている。この一枚は、鎌倉・光明寺で、日本の沢田穰治（コントラバス）とヨシダダイキチ（シタール）を携えて行った2009年のライブ演奏。ライブとは思えない精緻さと子どもの声や通り抜ける風の音が交じり合う。どこにも属さないがゆえに、誰でも、何かしら感じるものがある。天上の音楽、もしそんなものがあるとしたら、こうしたものかもしれない。<https://youtu.be/HCT6Yv5Re4Q>



- 1 気になる判例紹介  
最判令和2・7・9  
後遺障害逸失利益の定期金賠償  
P 1、2
- 2 ゲルに託した夢  
上出恭子さんモンゴル紀行  
P 2、3
- 3 改正民法〇×クイズ  
P 4
- 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.2  
P 4～P 6
- 5 今月の一枚～青木佳史さん寄稿～  
P 7

## 2020 年度 広報委員の紹介

委員長 中森俊久 (55 期)  
有村とく子 (50 期 昨年度委員長)  
山口昌之 (58 期 担当副幹事長)  
浦寛幸 (59 期 HP・新人歓迎会担当)  
広瀬元太郎 (60 期 WEB化担当)  
木場晶子 (67 期)  
加藤卓 (68 期 写真担当)  
鮫島千逢 (68 期)  
吉留慧 (68 期)  
信吉将伍 (69 期)  
高一成 (69 期)  
根本俊太郎 (70 期)  
佐久間ひろみ (71 期)  
足立敦史 (71 期)  
中西教子 (72 期)  
才木晴幹 (72 期)

●春秋会ニュースレターに掲載する記事等を募集します！

掲載希望の記事や写真などありましたら、中森委員長宛

([t-nakamori@abenolaw.jp](mailto:t-nakamori@abenolaw.jp))にお送り下さい。

タイトル横の写真は、毎号、加藤卓委員にご提供いただいております。